[個人の届出の場合]

(その1)

氏名等変更届出書



千葉県公安委員会 様

届出者

住 所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

八街市八街ろ●●番地

変更後の住所、氏名、電話 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 番号を記載 保安 保

電話番号

090-----

特定金属類取扱業の許可を受けた事項について変更があったので、千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第7条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届出を します。

許	可 番 号	千葉県公安委員会第 ●●●	●●●●● 号						
氏	名又は名称	(ふりがな)ふうぞく たもつ 風俗 保	変更前の氏名を記載						
氏名	氏名等及び住所等並びに行商に関する変更事項変更した日を記載								
変	更年月日	令和●年●月●日	多更した日を記載 ※変更した日から14日以内に提出						
変	氏名又は名称	(ふりがな)ふうぞく たもつ 風俗 保	【添付書類】						
更前	住所又は居所	千葉 都道 所県 長洲1丁目9番1号	千葉市中央 住民票の写し(氏名、旧氏名、 本籍、国籍等が記載されている もの)						
	行商をする	者であるかどうかの別	1) する 2 しない						
変	氏名又は名称	(ふりがな)ほあん たもつ 保安 保							
更後	住所又は居所	千葉 都道 府県 八街ろ●●番地	八街市区町村						
	行商をする	者であるかどうかの別	1 する ② しない						

注

- 1 数字を付した欄は、該当するものに丸印を記入すること。
- 2 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

法人の代表者等に関する変更事項

変	更	年	月	田				年		月		日	
		種		別	1	代表者	2	役員					
	変	氏		名	(ふり	がな)							
	更	生	年月	日日				年		月		日	
代							‡ J	都道 府県				市区 町村	
	前	住		所		(
表								個人の届出の場合、		作成及び提出る		不要	
者		種		別	1	代表礼							
等	変	氏		名	(ふり	がな)							
	更	生年月日					年		月		日		
							₹ }	都道 府県				市区 町村	
	後	住		所									

注

- 1 数字を付した欄は、該当するものに丸印を記入すること。
- 2 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

主たる営業所を変更する場合 (経由警察署の変更)

[個人の届出の場合]

(その3)

県内に有する営業所のうち主たる営業所又は県内において行商をする区域のうち主な区域に関する変更事項

火にき	割する変更	. 尹 垻			_
変	更年	三月	日	令和●年●月●日	
	うち、主	名	称	(ふりがな) とっきん さくらえいぎょうしょ 特金 佐倉営業所	
変更	主たる営業所の	所 右	E 地	佐倉 市 (町・変更前の主たる営業所を記載 佐倉●●番地	it limited
前	県内に営 ない おいて す の 名 称	îは、県 f商をす	内につる区	警察署の管轄区域	
	うち、 主	名	称	(ふりがな)とっきん いちかわえいぎょうしょ 特金 市川営業所 変更後の主たる営業所を記	 載
変更	主たる営業所の	所 右	E 地	市川 市 (町・ 届出 (事前届) が必要 鬼高●丁目●●番地	変更
後	連界ないに営むいいの名が、	う商をす	-る区	電話(●●●)●●●─●●●● 警察署の管轄区域	

主たる営業所を変更する場合 (県内の営業所を全て廃止した場合) ※1号業者から2号業者に変更する場合

[個人の届出の場合]

(その3)

県内に有りる音楽所のプラモにる音楽所文は宗アバニおいて行商をする区域のうち主な区域に関する変更事項

,,,,	* / * / * / * /		<u> </u>			
変	更年	Ξ.	月	日	令和●年●月●日	
	う県				(ふりがな) とっきん さくらえいぎょうしょ	
変	ち、主内に有力	名		称	特金 佐倉営業所	
変 更	エたる営業所の	所	在	地	佐倉 市 (町・村) 変更前の主たる営業所を記載 佐倉●●番地	
前	県内場合 に営 ないいうが 域名	うは、 う商る	果り	内にる区	警察署の管轄区域	
	うち、主	名		称	(ふりがな) 変更後の主な行商区域を管轄する警察署(経由警察署))
変更	上たる営業所の	所	在	地	の名称を記載 例 主な行商区域 佐倉市:佐倉警察署 千葉市若葉区:千葉東警察署 松戸市六実:松戸東警察署	
44	連	絡		先	電話(
後	県内に営業所を有し ない場合は、県内に おいて行商をする区 域のうち、主な区域 の名称			勺に	千葉東 警察署の管轄区域	

変更後の主な行商区域を管轄する警察署(経由警察署) が、主たる営業所の所在地を管轄する警察署と変わらない場合も、主な行商区域を記載する。

例 主な行商区域 佐倉市:佐倉警察署